

社 援 基 発 0327 第 1 号
24 高 医 教 第 57 号
平 成 25 年 3 月 27 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
都道府県教育委員会教育長
指定都市教育委員会教育長
介護福祉士学校を置く各国公私立大学長
関係団体の長
地方厚生(支)局長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省高等教育局医学教育課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

介護福祉士養成課程における「医療的ケア」の教育内容について

介護福祉士養成課程における「医療的ケア」については、「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設指定規則」という。)社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。)

により定められているほか、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号 別添 2 の 9 の 2 (3))及び社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号社援発第 0328002 号 別添 2 の 9 の 2 (3))並びに「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号)の 1 (3)、「社会福祉士学校介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号)の 1 (3)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(福祉系高等学校における医療的ケアの教育関係)」の 1 (3)において、お示ししています。医療的ケアの教育内容に係る実施方法については上記通知に定めるもののほか、別添「医療的ケア実施要綱」により行うこととしたので通知します。

なお、各都道府県教育委員会にあっては所管の福祉系高校又は特例高校及び域内の福祉系高校又は特例高校を設置する市町村教育委員会に、各指定都市教育委員会にあっては所管の福祉系高校又は特例高校に、各都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体において所轄の福祉系高校又は特例高校に、御周知くださるようお願いいたします。

別添

医療的ケア実施要綱

1 基本研修(講義)に関する事項

(1) 教員に関する事項

平成 23 年 10 月 21 日厚生労働省令第 132 号による改正後の養成施設指定規則第 5 条第九号の 2 及び第 7 条の 2 第一号ト並びに、平成 23 年 10 月 21 日文科科学省・厚生労働省令第 5 号による改正後の学校指定規則第 5 条第九号の 2、第 7 条の 2 第一号ト及び附則第 2 条の 2 に規定する要件を満たす教員により講義を行うこと。

(2) 評価に関する事項

学則等に定める方法に従い、適切に評価を行うこと。なお、評価にあたっては、テスト、レポート等により行うことが望ましいこと。

2 基本研修(演習)に関する事項

(1) 教員に関する事項

本通知 1 の (1) における取扱いに準ずることとする。なお、救急蘇生法演習については、救急救命士が教員の指示の下で補助者として教授に携わることは差し支えないこと。

(2) 実施方法、評価に関する事項

演習の実施方法及び評価については、「喀痰吸引等研修実施要綱」(平成 24 年 3 月 30 日付社援発 0330 第 43 号)別添 2 の 2 以降の規定を参照すること。

3 実地研修に関する事項

(1) 実施体制に関する事項

実地研修を行うにあたっては、実地研修を指導、評価する教員と、利用者の主治の医師、看護師等の医療従事者との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制を確保するとともに、書面による医師の指示及び、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等の書面による同意を得た上で実施すること。

(2) 実習計画の作成に関する事項

(1) に規定する実施体制の確保や、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等についての記録及び保存等を含む)等、実習の実施に関する計画を個別に作成し、管理すること。また、利用者等の状況により必要回数以上の実地研修を行うための期間が長期間になることも想定されるため、実施期間についてもあらかじめ確認を行い、実習計画に組み込むこと。

(3) 研修実施先に関する事項

実地研修は、介護実習を行う施設の他、登録研修機関や登録喀痰吸引等事業者（法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）、登録特定行為事業者（法附則第20条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）との連携の上、実施することも差し支えない。なお、その場合は実地研修先との間で学生等の受入れ期間や教員等の必要な事項について、書面により適切な契約を交わすこと。

(4) 教員に関する事項

本通知1の(1)における取扱いに準ずることとする。また、登録研修機関や、登録特定行為事業者等の職員であって、医療的ケア教員要件を満たす者が実地研修を教授することも差し支えないが、この実地研修の教員も当該介護福祉士養成施設等の医療的ケア教員として、教員要件を満たした者が行う必要があることから、教員の調書等の書類管理や変更に係る届出等を適切に行うこと。

(5) 実施方法、評価に関する事項

実地研修の実施方法及び評価については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号）別添2の2以降の規定を参照すること。

(6) 留意事項

実地研修の実施における安全確保措置として、損害賠償保険制度（実地研修を保険対象に含むもの）に加入するなど、適切な対応を図ること。

4 その他運営に関すること

(1) 実地研修の修了管理に関する事項

実地研修修了証明書を交付した場合には、当該実地研修修了証明書の交付を受けた学生等の氏名、生年月日、交付年月日及び、修了した行為の種別を記載した帳簿を作成するとともに、業務を廃止するまで保存すること。

(2) 登録研修機関としての登録に関する事項

介護福祉士養成施設等が、実地研修まで実施する場合は、あらかじめ登録研修機関として都道府県に登録した上で、喀痰吸引等研修を実施することにより、喀痰吸引等研修の修了証を交付できる。これにより、学生等が介護福祉士の資格取得前に喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の認定を都道府県から受けて、登録事業者において喀痰吸引等の業務に従事することが可能であるため、実地研修まで実施する場合には、登録研修機関として登録することが望ましいこと。